

いちき串木野市立生福小学校『学校いじめ防止基本方針』

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考え、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループなど、当該生徒と何らかの人的関係を指す）。
- ③ 「物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの防止等の対策に関する理念について

- ① いじめは、全ての児童に関する問題であるため、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ③ 児童は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として、関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるこのような普遍的な営みこそが、いじめ問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしていく。

(3) いじめ防止に向けた方針について

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ 道徳科の授業や、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめ問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動などして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動として推進する。
- ⑤ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑥ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて児童一人一人の状況の把握に努める。

なお、学校として特に配慮の必要な児童については、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【学校として特に配慮の必要な児童】

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している児童

2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定への考え方

- ① 学校いじめ防止基本方針策定は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国の基本方針、市の基本方針を参酌し、学校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を定めたものである。

策定した学校基本方針の内容は、入学時・各年度の開始時に児童やその保護者に示すとともに、学校のホームページなどで公開する。

- ・ 各年度の開始時として、学級開き・家庭訪問・PTA・いじめ問題を考える週間等がある。
- ② 学校いじめ防止基本方針には、以下の想定のもと、いじめ防止等全体に係る内容等を盛り込む。
 - ・ いじめ防止のための取組
 - ・ いじめの早期発見・早期対応の在り方
 - ・ 教育相談体制の充実

- ・ 生徒指導体制の確立
 - ・ 校内研修の充実
- (2) いじめ対策委員会の組織について
 いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、複数の教職員を中心に構成されるものである。
- ① 構成メンバーは、生徒指導主任、各学年担任、管理職、養護教諭及び担当者（個々のケースに当たっては関係の深い教職員）となる。
 - ・ 必要に応じて、心理の福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもありうる。
 - ② 会議開催は、委員の提案で、いじめやいじめの疑いがあった場合、随時開催する。
 - ③ 組織の役割は、
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ いじめの疑いに関する情報や迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組を推進する役割
 - ・ 学校基本方針の策定や見直しや定めた取組が計画通りにすすんでいるかどうかのチェック、必要に応じた計画の見直しを行う役割
 - ・ いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証

3 学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取組

- (1) いじめの防止について
 いじめはどの子どもにも起こりうる事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて取り組む。
- ① 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導を行う。
 - ② 児童自らがいじめを自分達の問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
 - ・ 児童会活動と連携し、人権標語やポスター募集等を行う。
 - ③ 豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラムを具体的に盛り込む。
 - ・ いつでも相談できる雰囲気づくりと日々のふれあいを通じた教育相談活動を充実させる。
 - ・ 人権教育年間計画や道徳年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画を立て実施する。
 - ④ 集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - ・ 課外活動やボランティア活動等を充実させる。
 - ⑤ 児童に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
 - ⑥ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うようにする。
- (2) 早期発見について
 いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装っておこなわれたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように取り組む。
- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ② いじめの早期発見を徹底する観点から、具体的な取組を盛り込む。
 - ※ チェックリストを作成、共有し、全職員で実施する等
 - ③ 児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ※ いじめを考える週間、定期的なアンケート調査（学校楽しいーと等）や教育相談の実施等
 - ④ インターネット上で行われるいじめに対して、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見・早期対応に努める。
 - ⑤ 情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- (3) いじめに対する措置について
 いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応する。その際、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るということを認識する。
- いじめの対応にあたっては、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ① 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
 - ② 加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

- ※ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ※ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

- (4) 中学校区小・中一貫教育推進協議会等の活用
いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決するよう、中学校区小・中一貫教育推進協議会等を活用していく。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について

① 法第28条の

- ・ 第1項第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ・ 児童が自殺を企画した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合
- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企画した・殴られて歯が折れた
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- ・ 複数の児童から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された
- ・ 第1項第2号「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合」とは、日数（不登校の定義を踏まえた年間30日を目安）だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したと捉える必要がある。

- ② 学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

- (2) 重大事態の報告について

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告し、管理職が緊急対策会議を招集する。

- ① 構成メンバーは、管理職、教務主任、生徒指導主任、関係学級担任、養護教諭及び教育相談担当（個々のケースに当たっては関係の深い教職員）、必要に応じてPTA役員となる。

- (3) 事実関係を明確にするための調査の実施について

- ① 以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を、どのように（態様）
・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

※ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられる。

- ② いじめられた児童を守ることを最優先とした調査が必要である。
- ③ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ④ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要である。
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ア 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合う。
 - イ 調査方法は、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査がある。
 - 自殺の背景調査における留意事項
 - ア その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施すること。
 - イ 亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずること。
 - ウ 遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこと。

- (4) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の実施について

- ① 遺族が当該児童を最も身近に知り、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。
- ② 児童の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかわりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添う必要がある。
- ③ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ④ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や聴き取り調査を含む詳しい調査の提案をする。
- ⑤ 詳しい調査を行うときは、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成など、調査の期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報のみ頼ることなく、総合的に分析評価を行う。

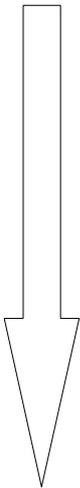
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それぞれの事実の影響についての分析評価は、専門的知識及び経験を有する者を求める必要がある。
 - ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないようにする。
 - ⑨ 子どもの自殺は連鎖の可能性があるため、報道の在り方に特別の注意が必要である。
- (5) その他の留意事項（調査結果の提供及び報告）
- ① 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明しなければならない。
 - ② 学校は、これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ③ 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

5 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号	関係機関	電話番号
いちき串木野教育委員会 学校教育課	0996-21-5127	鹿児島県総合教育センター 教育相談課	099-294-2311
いちき串木野市役所 福祉課	0996-33-5618	いちき串木野市教育支援センター (市来地区公民館内)	0996-21-5800
いちき串木野警察署	0996-33-0110	中央児童相談所	099-264-3003

6 いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手 ⇒ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。



情報収集の内容

- 誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったか？【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- いじめのきっかけを何か？【背景と原因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

情報収集の手段

- アンケートの実施 ○ 保護者との連携 ○ 日記、連絡帳など
- 日常生活の観察 ○ 子どもとの会話 ○ 教育相談
- 養護教諭との連携

情報入手の留意点

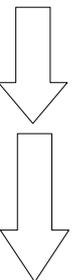
- 「いじめはない」など個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

担任が陥りやすい傾向

- 自分の責任と思ひ込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

いじめ対応チームの編成

担任 ⇒ **生徒指導主任** ⇒ **校長・教頭** ⇔ **いじめ対策委員会**



いちき串木野教育委員会

- ・ いじめられた児童を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。
(登下校、放課後等、清掃時間、休み時間)

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 生徒指導主任
- ・ 養護教諭
- ・ (スクールカウンセラー)
- ・ その他必要に応じた関係者及び外部専門家
- ※ 重大事態の場合は、緊急対策会議を招集。構成メンバーに教務主任が入る。

対応方針の決定・役割分担



対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認 (命に関わる可能性があるか) ⇒ 対応方針について教育委員会へ相談【教頭】
- 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
- 具体的な指導・援助の方針の検察 (役割分担、支援チームの構成)
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

役割分担

【担任、教頭】

- ・ いじめられた児童の事情聴取と支援
- ・ いじめた児童の事情聴取と指導



校長へ報告⇒指示

【教頭】

- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関への対応
- ・ 教育委員会へ対応方針について連絡と相談

【教務】

- ・ 周囲の児童と全体児童への指導

正確な実態把握・支援、指導・保護者との連携

【児童】

- いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる児童から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取は、被害者→周囲にいる者や加害者の順に行う。
- 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接、説明する。

【保護者】

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

- (1) いじめられた生徒への基本的な関わり方
 - ① 生徒の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
 - ② 児童の話聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
 - ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。
上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。
- (2) いじめられた児童への対応
 - ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
 - ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
 - ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
 - ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
 - ⑤ 自己肯定感を回復できるよう学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
 - ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。
- (3) いじめられた児童と個別面談をする際の留意点
 - ① 秘密が守られる環境を用意する。
 - ② 焦らずせかされず共感的に接する。
 - ③ 心の整理をする時間を確保する。
 - ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
 - ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。
- (4) いじめた児童への基本的な関わり方
 - ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
 - ② いじめられた児童の心の痛み気づかせながら、いじめた気持ちや状況などを十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
 - ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。
※ 上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。
- (5) いじめた児童への対応

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
 - ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
 - ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
 - ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
 - ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
 - ⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても、把握しておく。
 - ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
 - ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (6) いじめた児童と個別面談する際の留意点
- ① 開き直りに対処する
暴力行為について「ただ遊んでいるだけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとするところがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
 - ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈する事がある。
 - ③ いじめという言葉を使わず指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りてただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、いじめということばを使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。
- (7) いじめられた児童の保護者への対応
- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
 - ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
 - ⑥ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
 - ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。
- (8) いじめた児童の保護者への対応
- ① 責めるのではなく事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
 - ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
 - ④ 子どものより良い成長を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。
- (9) まわりの児童等への対応
- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
 - ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることになることを理解させる。
 - ③ 見て見ぬふりをする行為の背景となる心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
 - ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

⇒ 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてプランを立てる。新しい検討課題が入ったら、指導体制を再検討していく。